

横浜市立 橘中学校

学校生活について

目 次

1. スクールモットー・教育目標・橘中学校生徒スローガン	2
2. 校歌	3
3. 日課表	4
4. 学習に関すること	5
5. 学校生活について	6
6. 服装・持ち物について・願、届出について	7
7. 保健室の利用について	8
8. 相談をしたいとき、ハートルームの利用について	9
9. 図書室の利用について	10
10. 生徒会会則	11
11. 警報発令時の対応	16

スクールモットー

『ひらかれた心で 人とつながる』

教育目標

た 互いを認め合い、
ち 着実に心や体を鍛え、
ば 万化に応じて自ら学び、
な 何事にも根気強く
自ら未来を切り拓く。

橘中学校生徒スローガン

た 高く目標を持ち続け
・諦めず最後までやり通す
ち 地域との交流を深め
・お世話になっている方々への挨拶
ば 場合に応じて行動し
・規則を守る心
な 仲間と協力し明日を描く
・常に周囲への感謝

橘中学校校歌

山田 今次 作詞
小瀬 由紀 作曲

mf legato

1. ひら かれ た まど まど まど に
2. ひら かれ た うみ うみ うみ に
3. ひら かれ た そら そら そら に

じゅ うのかぜよ ふ きーぬーけ よ わか
せか いのふねの ゆ きーかーえ ば わか
にじ たちのぼれ あ かーねーふ じ わか

き はつ ど う わか き はつ ど う ー ー
き はも え る わか き はも え る ー ー
き はま な ぶ わか き はま な ぶ ー ー

たちばな たちばなの みどりのおか に
たちばな たちばなの みどりのおか に
たちばな たちばなの みどりのおか に

一、 ひらかれた
窓 窓 窓に
自由の風よ 吹きぬけよ
若きは集う 若きは集う
橘橘の 緑の丘に

二、 ひらかれた
海 海 海に
世界の船の ゆきかえば
若きは燃える 若きは燃える
橘橘の 緑の丘に

三、 ひらかれた
空 空 空に
虹たちのぼれ 茜富士
若きは学ぶ 若きは学ぶ
橘橘の 緑の丘に

日 課 表(45分) 横浜市立橋中学校

	6 校時	5 校時
朝練	7 : 15 ~ 8 : 15	
職員打合せ	8 : 25	
登 校	8 : 40	
朝学活	8 : 40 ~	8 : 45
朝読書	8 : 45 ~	8 : 55
1 校時	9 : 00 ~	9 : 45
2 校時	9 : 55 ~	10 : 40
3 校時	10 : 50 ~	11 : 35
4 校時	11 : 45 ~	12 : 30
昼 食	12 : 40 ~	12 : 55
昼休み	12 : 55 ~	13 : 10
5 校時	13 : 15 ~	14 : 00
6 校時	14 : 10 ~ 14 : 55	
帰学活	15 : 00 ~ 15 : 05	14 : 05 ~ 14 : 10
清 掃	15 : 05 ~ 15 : 20	14 : 10 ~ 14 : 25
一般下校	15 : 20	14 : 25

専門委員会など	(簡単清掃 15 : 05 ~ 15 : 15) 15 : 20 開始	(簡単清掃 14 : 10 ~ 14 : 20) 14 : 25 開始
完全下校日のとき	(清掃なし、下校指導) 15 : 20 完全下校	(清掃なし、下校指導) 14 : 25 完全下校

各月の完全下校の時刻 ※部活動など、活動終了は完全下校の 15 分前です。

3月~9月	10月	11月~1月	2月
18:00(6校時)	17:15(6校時)	17:00(6校時)	17:30(6校時)
16:45(5校時)	16:45(5校時)	16:45(5校時)	16:45(5校時)

※ 活動場所以外の各教室は 16 : 55 で施錠します。

学習に関すること

一人ひとりが向上をめざし、互いに励まし協力しあう楽しい授業にしましょう。

1. チャイムが鳴る前に、教室(校庭・体育館含む)で学習の準備をすませ、静かに授業開始を待ちましょう。
2. 授業の始めと終わりのあいさつをしっかりしましょう。
3. 授業に遅れたときは、速やかに先生に報告しましょう。
4. 授業中は、学習に集中しましょう。
5. 学習に関する忘れ物をしないように心がけましょう。
6. 体の具合が悪くなった場合には、先生に申し出ましょう。
7. 席を離れるときは、先生の許可をもらいましょう。
8. 自主的に学習する力を高めましょう。

学校生活について

健康で、明るく楽しい学校生活をめざして、集団生活を送るうえで必要な基本的ことがらを意識し、充実した毎日を過ごしましょう。

1. 自他の生命や心身の健康と安全を互いに尊重した生活をしましょう。
 - (1) いじめ・暴力（対人・対物）を「しない」「させない」「ゆるさない」生活態度を大切にしましょう。
 - (2) 次の危険な行為はしないようにしましょう。
 - ①物品を投げたり蹴ったりする危険な行為
 - ②学習や部活動で使用する道具の目的外使用による危険な行為
 - ③昼休みの校庭で、指定ボール以外のボールを使用する危険な行為
 - ④自然災害対策用のベランダに出て遊ぶ危険な行為
(転落事故等の 防止のため)
 - ⑤学習に必要なのない物品の持ち込みによる危険な行為
 - ⑥その他、中学生として判断できるすべての危険な行為
(危険な遊び等)
2. 時程表に従い、登下校時刻を守りましょう。
3. 欠席・遅刻・早退の場合には、この手帳の諸届欄に理由を記入して保護者印を押し、担任に提出して担任の認印を受けましょう。
保護者からの電話による届け出は 8 時 25 分までにして下さい。
4. 昼休み以外の休み時間は、授業の片付け・次の授業や教室移動の準備の時間にあてましょう。
5. 公共の施設である学校は、自然災害時の地域防災拠点にもなりますので、建物・設備・備品のすべてを大切に使用しましょう。
6. 全校集会の集合と整列は、敏速かつ自主的に行いましょう。

服装・持ち物について

男女の分けなく、以下の通りとなっています。

1. 頭髪・学校での生活にふさわしい、身なりにしましょう。
2. 服装・標準服の着用を原則とし、校章を定められた位置につけましょう。
 - ・ブレザー・ネクタイは式典(入学式・卒業式等)で、必ず着用しましょう。
 - ・靴は登下校の際にふさわしいものを選びましょう。
3. その他学習に必要な物はない物は、持ってこないようにしましょう。
4. 持ち物には必ず記名しましょう。
 - ・外履き、上履き、体育館履きを使用する場所の区別をしましょう。
 - ・携帯電話は持ち込み禁止です。
 - ・自転車での登校は認めません。放課後や休日も同様です。

願、届出について

1. 生徒証は毎学年の初めに担任の先生を通じて交付します。紛失した場合は担任に届け出ましょう。
2. 在学証明書が必要な場合は担任の先生に届け出てその交付を受けましょう。
3. 住所変更の場合は届出用紙に保護者が記入の上、担任の先生に提出しましょう。
4. 学割が必要なときは「学割申込証」を係の先生より受けとり、記入の上で提出し、学割証を交付してもらいましょう。

保健室の利用について

- (1) 学校でおきたケガや、体の具合の悪いときに利用します。状況に応じ保護者に連絡し早退や医療機関への受診をすすめることがあります。
- (2) 保健室では健康診断や体位(身長、体重)や視力の計測のほかに、体や心の健康や保健に関しての相談を随時受けています。資料もありますので利用してください。
- (3) 保健室を利用する場合、授業中は必ず担当の先生、部活中は顧問の先生にことわってから保健室に行きましょう。
- (4) 早退する場合は保護者に連絡をします。保健室の連絡カードを教科担任に渡してください。教科担任から学級担任に渡されます。
- (5) 学校で(部活動、登下校中も含む)ケガをして医療機関を利用した場合、給付金を申請できます。保健室や担当の先生に報告し、所定の用紙をもらい手続きしましょう。
- (6) 出席停止の病気(インフルエンザ・麻しんなど)は必ず受診してください。出席停止の病気は医師の許可なく登校してはいけません。出席停止は欠席の扱いになりません。治癒後に学校所定の用紙で保護者による報告をもって出席停止の扱いになります。医師による診断書はいりません。

相談をしたいとき

生徒の悩みやいろいろな問題を解決するために、教職員は生徒の力になりたいと考えています。

- (1) 生徒の悩みや相談は、全職員に相談可能です。随時受け付けていますので、相談したい職員に気軽に相談してください。
- (2) 相談日を設けていますので、学習相談やその他の相談にぜひ利用してください。
- (3) 専門家に相談したい場合はハートルームを利用しましょう。

ハートルームの利用について

- ・ハートルームは原則週1回、指定日に専門のスクールカウンセラーがきて相談に乗ってくれます。
- ・授業中の利用は予約が必要です。担任または養護教諭に予約申し込みしてください。どの職員に話してもカウンセラーにつなげてくれます。
- ・昼休み、放課後の利用は指定日にハートルームのドアをノックしてください。空いていれば予約なしに相談できます。
- ・カウンセラーには守秘義務があります。本人の許可なく他の人や保護者や教員へ相談した内容を漏らされることはありません。相談した内容は秘密にされます。

図書室の利用について

1. 貸し出し冊数 3冊まで

2. 貸し出し期間 7日間以内 長期休業時は指定された期間

3. 図書の室外利用

- ① 図書委員に、個人のバーコード,本のバーコードを読みとってもらい貸し出し登録をする。
- ② 期限までに図書委員に返却手続きをし、書棚に戻す。

4. その他 部屋の利用について

- ・静かに本を読みましょう。
- ・本はていねいに扱きましょう。万が一、破損した場合には、すぐに学校司書か教職員に申し出てください。
- ・赤色の「禁帯出」のラベルがはってある本は、室外に持ち出すことができません。室内で読みましょう。

横浜市立橋中学校 生徒会会則

第1章 総則

第1条（名称）本会は横浜市立橋中学校生徒会という。

第2条（目的）本会は、ひとりひとりを大切にし、個性を生かし、みんなが楽しい集団生活ができる学校をつくることを目的とする。

第3条（会員）橋中学校生徒をもって会員とする。

第4条（会員の権利・義務）会員は選挙権・被選挙権・決議権をもつ。

- ①会員は目的の達成に努力し、この会則を守り、会費を納めねばならない。

第2章 生徒会役員

第5条（定数）本会は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、計7名の生徒会役員を置く。

第6条（任務）会長は本会を代表し、会員と共に本会の発展に努める。

- ①副会長は会長の補佐及び代行をする。
- ②書記は本会活動、その他の記録をしそれを保管する。
- ③会計は会費の管理及び会計事務を行う。

第7条（任期・兼任）生徒会役員の任期は後期より1年間とし、他の役員・委員との兼任を認めない。

第8条（選出）会長は2年生の中から立候補した者より会員が選挙する。

- ①副会長は2年生から1名、1年生から1名立候補した者より会員が選挙する。
- ②書記は2年生から1名、1年生から1名立候補した者より会員が選挙する。
- ③会計は2年生から1名、1年生から1名立候補した者より会員が選挙する。

第9条（役員会）役員会は生徒会役員により構成され、執行機関としての能力を持ち、本会の活動に関することを審議する。

第3章 総会

第10条（総会）総会は本会の最高議決機関である。

第 11 条 (審議事項) 総会は、次の事項について審議する。

- 年間活動計画 ○予算 ○生徒会役員リコール ○会則改廃
- その他

第 12 条 (定足数・定例会) 総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、会則改廃及び生徒会役員リコールを除き全て多数決とする。議長・副議長は生徒会役員以外の生徒から選出する。

- ①総会は原則年 1 回定期的に行う。但し、第 28・29 条及び評議会が必要と認めた場合に臨時に開くことができる。

第 4 章 評議会

第 13 条 (評議会) 評議会は構成メンバーより提出された事項について審議・決議する。

第 14 条 (構成・定足数) 評議会は、生徒会役員・各委員会委員長と学級委員により構成される。議長・副議長は学級委員から選出する。

第 15 条 (決議権・表決) 決議は全て各クラス 1 票制とし、生徒会役員は決議権を持たない。

- ①評議会における決議は会則改廃及び生徒会役員リコールを除き多数決とし、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第 16 条 (定例会) 評議会は月に 1 回、定例会を開く。また必要なときは会長が臨時に召集することができる。

第 5 章 学級会

第 17 条 (学級会 学級委員) 学級会は、本会の基礎母体であり、学校内の問題等を討議し、学級生活の向上・発展をはかる。

- ①学級委員は、各クラス男女 1 名ずつを選出し、クラスを代表し、生徒会活動全般への協力・運営等を行い、本会目的達成に努力する。
- ②学級委員の任期は前期 (4 月～10 月)・後期 (10 月～3 月) とし、その再任を妨げない。
- ③学級委員会では、その委員会内で各学年ごとに委員長を 1 名ずつ選出する。

第6章 専門委員会

第18条(委員会・任務) 本会は、活動をより活発にするために下記の専門委員会を置く。

- ①(生活委員会) 生活委員会は各クラス男女1名ずつをもって構成され、楽しく規律ある学校生活をするために、生徒への校則の浸透をはかり、また、レクリエーションや環境整備などを企画・実行する。
- ②(図書委員会) 図書委員会は各クラス1名ずつをもって構成され、図書の管理、行事への協力を行う。
- ④(保健委員会) 保健委員会は各クラス男女1名ずつをもって構成され、保健衛生、防災安全に関する活動を行う。
- ⑤(美化委員会) 美化委員会は各クラス男女1名ずつをもって構成され、校内の環境整備・清掃に関する活動を行う。
- ⑥(メディア委員会) メディア委員会は各クラス1名をもって構成され、校内放送の管理・維持を行い、生徒会活動のPR等を行う。

第19条(任期) 各専門委員の任期は前期(4月～10月)後期(10月～3月)とし、その再任を妨げない。

- ①メディア委員会の任期は1年間とする。

第20条(委員長) 各専門委員会はその委員会内で、委員長副委員長を選出する。(委員長の任期は4月～3月の1年間)

第7章 学級委員会

第21条(学級委員会) 各学年の学級委員会では、学年での問題を審議する。

第22条(構成) 学級委員会は、各クラス学級委員男女各1名ずつをもって構成される。

第23条(運営) 学級委員会の運営進行は、構成メンバー内で選ばれた、委員長1名、その他のメンバーからなる議長団により行われる。

- ①その他、運営は各学年の学級委員会に一任する。

第 8 章 特別委員会

第 24 条 (特別委員会) 本会は専門委員会とは別に、選挙管理委員会、橘響祭実行委員会、体育祭実行委員会、その他必要な委員会を置く。

第 25 条 (選挙管理委員会) 選挙の公正さをはかるため、各クラス 1 名の選挙管理委員を選出し、その者は被選挙権を持たない。選挙管理委員会は、生徒会役員を選出の管理及び立会演説会の運営を行う。また、第 29 条より、生徒会役員のリコールを受け付け、総会の発議権を持つ。任期以外のときは、評議会及び生徒会役員がその任務を代行する。

①委員会内で委員長・副委員長を置く。

②任期は選挙終了までとする。また必要に応じて発足する。

第 26 条 (橘響祭実行委員会) 橘響祭実行委員会は、各クラス 1 名ずつをもって構成され、橘響祭の企画・運営を行う。

①委員会内で委員長・副委員長を置く。

②任期は 1 年間とする。

第 27 条 (体育祭実行委員会) 体育祭実行委員会は各クラス男女 1 名をもって構成され、体育祭の企画・運営を行う。

①委員会内で委員長副委員長を置く。

②任期は前期とする。

第 9 章 付則

第 28 条 (会則改) 評議会の過半数、または会員の 2 割以上の賛成をもって生徒会役員が総会を発議し、有効投票数の 3 分の 2 以上の賛成により決定される。

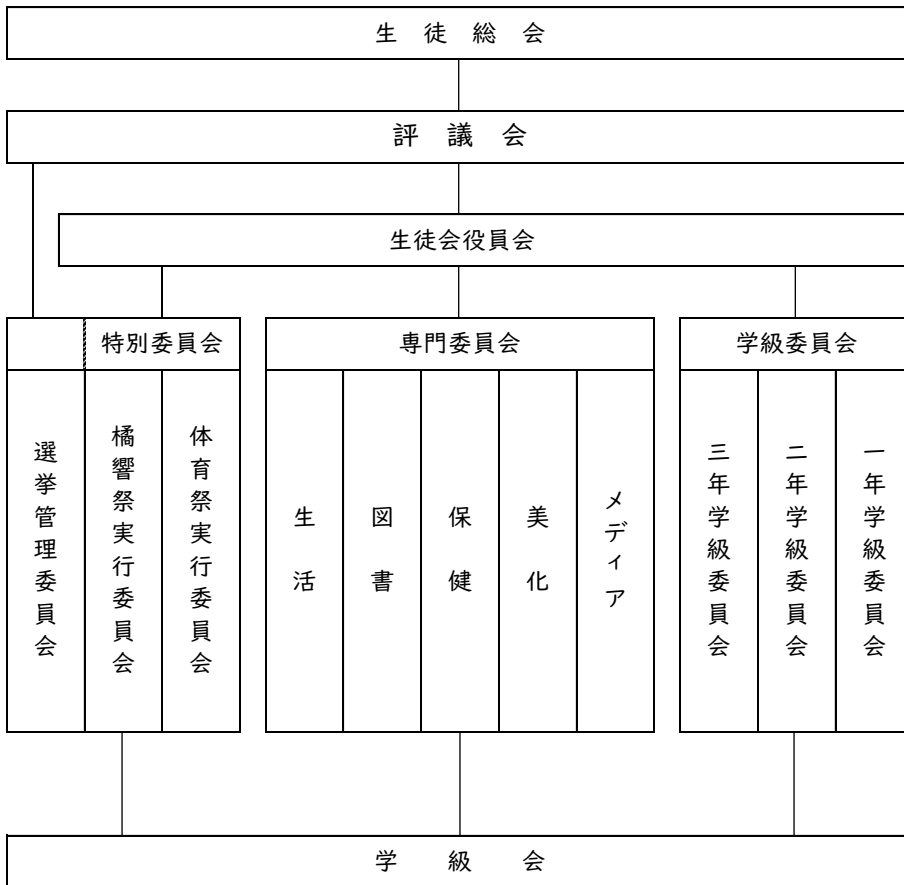
第 29 条 (生徒会役員のリコール) 評議会の過半数、または会員の 2 割以上の賛成をもって選挙管理委員会が発議し、有効投票数の 3 分の 2 以上の賛成により決定される。

第 30 条 (学校長の承認) 全ての決議事項は、学校長の承認を必要とする。

第 31 条 (傍聴) 全ての会は、何人でも傍聴することができる。但し、その会の責任者に連絡しておく。また発言は責任者の許可を得る。

第 32 条 (細則) その他の細則は、各委員会等において別に定める。

生徒会組織図



- S52. 6. 16 成立
- S53. 1. 12 一部改正
- S54. 1. 16 一部改正
- S54. 5. 26 一部改訂
- S61.12.13 一部改訂
- H 7.11. 29 一部改訂
- H10. 7. 4 一部改訂
- H12. 7. 10 一部改訂
- H17. 5. 24 一部改訂
- H22. 4. 1 一部改訂
- H23. 4. 1 一部改訂
- H31. 4. 1 一部改訂
- R 3. 4. 1 一部改訂

警報発令時の対応

警報発表時及び災害等における学校の対応

風水害等の「警報」発表時、及び大地震等の「災害」発生時における、生徒の安全を確保するため、次のように対応しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 警報発表時

	状 態	学校の対応	備考
登校前	午前6時の段階で、横浜市内に 「特別警報」 「暴風警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」 が発表継続中の場合	全市一斉に「臨時に休業」 ○遠足、修学旅行、体験学習なども原則として延期・中止。ただし、目的地に警報等が発表されておらず、出発を遅らせる等の措置により安全が確保できる場合等は、学校の判断により実施する場合があります。 ○部活動の朝練習等については、前日に学校で中止等の判断をします。	午前6時の段階で「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表され、臨時休業となった場合には、原則として、学校からの連絡は行いません。
	午前6時の段階で、「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発表継続中の場合	原則として通常どおり ○地理的立地条件や被害等によって状況が異なりますので、ご家庭での判断を優先してください。	悪天候で判断して休んだり、登校が遅れた場合は、欠席、遅刻としません。連絡を必ずしてください。
登校後	登校後に「特別警報」「警報」が発表された場合	○各学校や地域の状況に応じて、学校で対応を判断します。	状況により、適宜学校から連絡します。

※「横浜市内に警報が発表されている場合」とは、「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」のいずれかに警報が発表されている状態を指します。

2 大地震等の災害発生時

市域のいずれかで、「震度5強以上」の地震が観測された場合

- ◆ 直ちに授業を打ち切り、1年生「家庭環境調査票」2・3年生「生徒引き渡し、緊急時連絡カード」に記載された保護者及び引取代理人に引き渡しを行います。
- ◆ 保護者等への引き渡しができるまで、生徒は学校に留め置きます。
- ◆ 警戒宣言が解除されるまで学校は休校となります。

※南海トラフに関する「臨時情報」が発表された場合には、登校前は、横浜市教育委員会が臨時休校の判断をした場合は休校となります。また、登校後は、震度5弱以下の場合は、状況により適宜、学校から連絡します。

※横浜市では、次のような方法で、市民向けに気象情報等の提供を行っています。確認したいときに、比較的容易に情報を得ることができますので、ご活用ください。